

# 草津町地域防災計画

(本編・震災対策計画編)

草津町防災会議

# 草津町地域防災計画（本編） 目 次

## 第1章 総 則 . . . . . 1

第1節 目 的 . . . . . 1

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 . . . . . 1

第3節 草津町の地勢気象等の状況 . . . . . 3

## 第2章 災害予防計画 . . . . . 4

第1節 水害予防計画 . . . . . 4

第2節 火災予防計画 . . . . . 4

第3節 消防活動計画 . . . . . 5

第4節 林野火災の予防計画 . . . . . 6

第5節 文化財災害予防計画 . . . . . 7

第6節 学校施設の災害予防計画 . . . . . 8

第7節 災害訓練計画 . . . . . 8

第8節 相互応援対策計画 . . . . . 10

第9節 防災知識普及計画 . . . . . 10

第10節 住民、事業所等による防災活動推進計画 . . . . . 12

第11節 通信計画 . . . . . 14

第12節 食料備蓄計画 . . . . . 14

第13節 その他の災害予防計画 . . . . . 15

## 第3章 災害応急対策 . . . . . 17

第1節 土石流、山崩れ及び急傾斜地等災害危険区域予防計画 . . . . . 17

第2節 組織計画 . . . . . 18

第3節 動員計画 . . . . . 24

第4節 気象注意報・警報等の伝達計画 . . . . . 27

第5節 災害情報収集及び被害報告取扱計画 . . . . . 30

第6節 災害広報計画 . . . . . 34

第7節 通信計画 . . . . . 35

第8節 水防計画 . . . . . 35

第9節 事前措置及び応急措置に関する計画 . . . . . 36

|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 第10節 | 避難計画            | 39 |
| 第11節 | 食料供給計画          | 42 |
| 第12節 | 生活必需品等物資供給計画    | 44 |
| 第13節 | 給水計画            | 44 |
| 第14節 | 応急住宅対策計画        | 46 |
| 第15節 | 医療・救護計画         | 48 |
| 第16節 | 防疫計画            | 50 |
| 第17節 | 清掃計画            | 50 |
| 第18節 | り災者救出計画         | 51 |
| 第19節 | 障害物の除去計画        | 52 |
| 第20節 | 死体の捜索、収容、埋葬計画   | 53 |
| 第21節 | 文教対策計画          | 55 |
| 第22節 | 災害義援金品の募集及び配分計画 | 56 |
| 第23節 | 輸送計画            | 57 |
| 第24節 | 防災ヘリコプター活用計画    | 59 |
| 第25節 | 交通応急対策計画        | 60 |
| 第26節 | 雪害対策計画          | 62 |
| 第27節 | 林野火災応急対策計画      | 63 |
| 第28節 | 公共土木施設等災害応急対策計画 | 63 |
| 第29節 | 自衛隊災害派遣要請計画     | 64 |
| 第30節 | 応援要請計画          | 66 |
| 第31節 | ボランティア活動支援・推進計画 | 68 |
| 第32節 | 保健衛生活動計画        | 68 |

#### 第4章 災害復旧計画 69

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 第1節 | 公共土木施設災害復旧計画    | 69 |
| 第2節 | 農林水産業施設事業復旧計画   | 69 |
| 第3節 | 上水道災害復旧事業計画     | 69 |
| 第4節 | 住宅災害復旧事業計画      | 69 |
| 第5節 | 社会福祉施設災害復旧事業計画  | 69 |
| 第6節 | 学校教育施設災害復旧事業計画  | 69 |
| 第7節 | 社会教育施設災害復旧事業計画  | 69 |
| 第8節 | 復旧上必要な金融その他資金計画 | 69 |
| 第9節 | その他の計画          | 69 |

第5章 火山防災計画 . . . . . 70

第1節 総 則 . . . . . 70

第2節 災害予防対策 . . . . . 72

第3節 災害応急対策 . . . . . 74

# 震災対策計画編 目 次

## 第1章 総 則 . . . . . 8 4

第1節 計画作成の趣旨 . . . . . 8 4

第2節 町の責務と処理すべき業務又は業務の大綱 . . . . . 8 4

## 第2章 災害予防計画 . . . . . 8 6

第1節 防災知識普及計画 . . . . . 8 6

第2節 防災訓練計画 . . . . . 8 7

第3節 町民、事業所等による防災活動推進計画 . . . . . 8 7

第4節 通信手段確保計画 . . . . . 8 9

第5節 火災予防計画 . . . . . 9 0

第6節 避難計画 . . . . . 9 1

第7節 災害弱者安全確保計画 . . . . . 9 3

第8節 建築物等の耐震性強化計画 . . . . . 9 4

第9節 その他の災害予防計画 . . . . . 9 4

## 第3章 地震防災施設等整備計画 . . . . . 9 5

第1節 防災業務施設の整備 . . . . . 9 5

第2節 避難地、避難路の整備 . . . . . 9 6

第3節 緊急交通路の整備 . . . . . 9 6

## 第4章 災害応急対策計画 . . . . . 9 7

第1節 組織動員計画 . . . . . 9 7

第2節 災害状況等収集報告計画 . . . . . 1 0 1

第3節 災害広報計画 . . . . . 1 0 4

第4節 通信計画 . . . . . 1 0 5

第5節 災害警備計画 . . . . . 1 0 5

第6節 輸送計画 . . . . . 1 0 5

第7節 防災ヘリコプター活用計画 . . . . . 1 0 7

第8節 避難、救出計画 . . . . . 1 0 8

|      |                 |     |
|------|-----------------|-----|
| 第9節  | 食料供給計画          | 109 |
| 第10節 | 給水計画            | 110 |
| 第11節 | 生活必需品等供給計画      | 110 |
| 第12節 | 医療、救護計画         | 111 |
| 第13節 | 防疫、保健衛生計画       | 112 |
| 第14節 | 清掃計画            | 112 |
| 第15節 | 死体の捜索、収容、埋火葬計画  | 113 |
| 第16節 | 公共土木施設応急対策計画    | 113 |
| 第17節 | 応急住宅対策計画        | 114 |
| 第18節 | 自衛隊の災害派遣要請計画    | 117 |
| 第19節 | 相互応援協力計画        | 119 |
| 第20節 | ボランティア活動支援、推進計画 | 119 |
| 第21節 | その他の災害予防計画      | 120 |

## 第5章 災害復旧計画 121

|     |                 |     |
|-----|-----------------|-----|
| 第1節 | 公共土木施設災害復旧計画    | 121 |
| 第2節 | 農林水産業施設事業復旧計画   | 121 |
| 第3節 | 上水道災害復旧事業計画     | 121 |
| 第4節 | 住宅災害復旧事業計画      | 121 |
| 第5節 | 社会福祉施設災害復旧事業計画  | 121 |
| 第6節 | 学校教育施設災害復旧事業計画  | 121 |
| 第7節 | 社会教育施設災害復旧事業計画  | 121 |
| 第8節 | 復旧上必要な金融その他資金計画 | 121 |
| 第9節 | その他の計画          | 121 |

## 資 料

|     |                                   |  |
|-----|-----------------------------------|--|
| 1   | 草津町指定文化財一覧表                       | 1 2 2                                    |
| 2   | 土石流危険溪流                           | 1 2 3                                    |
| 2   | 急傾斜地崩壊危険区域及び建築基準法による災害危険区域        | 1 2 3                                    |
| 2   | 急傾斜地崩壊危険箇所                        | 1 2 3                                    |
| 3   | 山地災害危険地区                          | 1 2 4                                    |
| 3   | 雪崩危険箇所                            | 1 2 4                                    |
| 4   | 急傾斜地崩壊危険区域箇所図                     | 1 2 5                                    |
| 5   | 災害対策基本法による被害報告様式                  | 様式 1 - 1 1 2 6                           |
| 6   | ” ”                               | 様式 1 - 2 1 2 7                           |
| 7   | ” ”                               | 様式 1 - 3 1 2 8                           |
| 8   | 災害対策基本法以外の被害報告様式                  | 被害状況報告書 1 2 9                            |
| 9   | ” ”                               | 医療関係被害状況報告 1 3 0                         |
| 1 0 | ” ”                               | 防疫関係被害状況報告 1 3 1                         |
| 1 1 | ” ”                               | 清掃施設（含下水道終末処理場）被害<br>及び清掃関係事業等状況報告 1 3 2 |
| 1 2 | ” ”                               | 水道施設被害状況報告 1 3 3                         |
| 1 3 | ” ”                               | 農作物共同利用施設被害状況報告 1 3 4                    |
| 1 4 | ” ”                               | 林業関係被害状況報告 1 3 5                         |
| 1 5 | ” ”                               | 商業関係被害状況報告 1 3 6                         |
| 1 6 | ” ”                               | 工業関係被害状況報告 1 3 7                         |
| 1 7 | ” ”                               | 公共土木施設被害状況報告 1 3 8                       |
| 1 8 | ” ”                               | 公立学校教育施設被害状況報告 1 3 9                     |
| 1 9 | 群馬県水道災害相互応援協定                     | 1 4 0                                    |
| 2 0 | 群馬県水道災害相互応援協定組織図                  | 1 4 2                                    |
| 2 1 | 消防組織法第 2 1 条に基づく相互応援協定書           | 1 4 3                                    |
| 2 2 | 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書    | 1 4 5                                    |
| 2 3 | 火災又は地震等の災害時における応援に関する協定書          | 1 4 9                                    |
| 2 4 | 災害時における草津郵便局・草津町間の協力に関する覚書        | 1 5 3                                    |
| 2 5 | 災害時における草津簡易保険保養センターと草津町との協力に関する協定 | 1 5 4                                    |
| 2 6 | 草津白根山火山災害登山規制図                    | 1 5 5                                    |
| 2 7 | ” ”                               | 交通規制図 1 5 6                              |

## 第5章 火山防災計画

### 第1節 総 則

#### 1 計画の目的

この計画は、関係機関の密接な連携協力のもとに草津白根山の噴火(爆発)による被害の軽減と円滑な応急対策の実施をはかるため、火山対策の万全を期するものとする。

#### 2 過去の火山活動の概況

| 西 暦  | 年 号   | 月 日   | 時 刻   | 被 害 状 況  |
|------|-------|-------|-------|--|
| 1783 | 天明3年  | 5月    |       | 草津温泉水温急昇浴客爛死   |
| 1805 | 文化2年  |       |       | 噴火、降灰樹木枯れる。長野原方面降灰   |
| 1882 | 明治15年 | 3月6日  | 午前2時頃 | 湯釜内西壁が噴火、弓池埋没、樹木枯れる。泥土噴出南700mに及ぶ、付近一帯に径1m以下の岩塊を噴出する。この後、金剛杖を持った白衣の行者達が湯釜に入り信仰していた。3分毎に高さ10m、幅4mの熱湯の柱が轟然と噴出。  |
| 1892 | 明治25年 | 7月3日  |       | 噴火、泥土噴出、降灰草津に達する。火口付近の硫黄採掘所全壊。   |
|      |       | 7月31日 | 午後5時頃 | 大噴火、泥土石は北西1Kmに及ぶ。  |
| 1897 | 明治30年 | 7月8日  |       | 湯釜内東北壁噴火、熱泥土、湯噴出、草津付近に降灰、火口付近の硫黄採掘所全壊、噴石は北西1Km、泥土約20Kmに及ぶ。前兆(地震・噴気・鳴動・硫黄発火)あり、硫黄採掘夫5名負傷、このあと8月16日まで度々の小噴火あり。 |
| 1900 | 明治33年 | 10月1日 |       | 湯釜内小噴火。詳細不明  |
| 1902 | 明治35年 | 7月15日 | 午後4時  | 弓池東北岸噴火、付近の建物全壊、万座で降灰約3cm、地鳴りと揺れがあり、爆発前々日に避難。  |
|      |       | 9月17日 | 午後1時  | 弓池噴火600m先で10cmの降灰、9月24日まで小噴火続く。この爆発以降弓池の水は弱酸性となる。  |
| 1904 | 明治37年 |       |       | 弓池小噴火、詳細不明。  |
| 1905 | 明治38年 | 10月   |       | 噴火、硫黄流出(9月2日湯釜爆発の記録もある)  |
| 1925 | 大正14年 | 1月22日 | 午後3時頃 | 湯釜内北壁小噴火、降灰は南東3kmで10~20cm急崖に長さ20m、幅7mの爆裂火口生じる。高温だった湯釜の水温は下降15°Cとなる。(23日の説もある)                                |



|      |       |   |         |   |
|------|-------|---|---------|---|
| 1927 | 昭和 2年 | 12月31日  |         | 湯釜内北壁下部小噴火、岩塊、泥土等噴出、長さ100mの割れ目を生じ、南東壁外側斜面にも割れ目発生、湯釜水位14m低下、湯釜水温上がる。(25°C)   |
| 1928 | 昭和 3年 | 1月29日   | 午後7時頃   | 活動を開始、31日活動継続中噴出した硫黄が吾妻川から利根川に入り水が白濁し魚死ぬ。   |
| 1932 | 昭和 7年 | 10月1日   | 午後1時54分 | 湯釜内北壁噴火、大小10余りの爆裂火口を生じ、最大径50m、湯釜南東壁を越え南方に長さ500m幅5mの亀裂発生、毒水沢に泥流流下、空釜に噴気孔発生、火口付近で死者2名、傷者7名、山頂施設破損大、殺生方面に降灰噴出物総量1.6×10m <sup>2</sup> 、爆発エネルギー1.6×10エルグ、この噴火前兆(鳴動)あり、下旬まで活動続く |
| 1937 | 昭和12年 | 11月27日  |         | 噴火、数キロの地域に降灰。詳細不明   |
| 1938 | 昭和13年 | 4月<br>7月8月<br>10月5日<br>12月                          |         | 噴火活動活発<br>大噴火、中噴火10回<br><br>小噴火   |
| 1939 | 昭和14年 | 2月<br><br>3月4日<br>3月24日<br>4月18日<br>4月24日<br>10月28日 |         | 湯釜噴火降灰、噴煙異常、長野県方面に降灰、松川水源から横手山、笠岳にかけて樺類枯死。<br><br>13回噴火繰り返す。<br><br>草津降灰、噴火する。  |
| 1942 | 昭和17年 | 2月2日<br>2月6日  |         | 湯釜、水釜の外側中噴火。<br>噴火、火口付近の施設破損、地割、降灰。   |
| 1951 | 昭和26年 |   |         | 噴気活動、湯釜東外側斜面に噴気孔出現。   |
| 1958 | 昭和33年 |   |         | 小噴火(湯釜内)(34年10月とも言われている)  |
| 1963 | 昭和38年 |   |         | 噴気活動の位置移動、噴気活動はこの10年間余、湯釜の外側の南東斜面に中心があったが、漸次水釜の外側の北斜面に移動、湯釜の外側の南東斜面の噴気は休止した。また同時に濁っていた弓池の水が澄んだ。   |
| 1976 | 昭和51年 | 3月2日  | 午後5時59分 | 水釜北東部水蒸気爆発、長径62m短径11mの噴火口ができる。北西部200m位まで降灰、この爆発により出来た火口に水釜の水は全部吸い込まれ、これ以来水がかれる  |

|      |       |        |                     |   |
|------|-------|--------|---------------------|---|
| 1977 | 昭和52年 | 1月4日   | 午後2時26分             | 水釜東側で噴気が活発になり、音を伴って噴煙を20m位上げた。また同時に白根山頂一帯で震度3～4の有感地震があった。               |
| 1982 | 昭和57年 | 10月26日 | 午前10時5分             | 湯釜、涸釜北面噴火、噴石は水釜方面に多く、降灰は南東に広がり、殺生河原、草津町、長野原町で観測された。                     |
|      |       | 12月29日 | 午前5時38分             | 湯釜の北西岸で噴火、鳴動を伴う。噴煙の高さは700m北東方向4kmまで降灰があった。噴火地点では小規模な土砂噴と鳴動が翌30日も続いた。    |
| 1983 | 昭和58年 | 7月26日  | 午前11時15分            | 湯釜北西岸噴火、鳴動を伴う、噴石600m、降灰数十キロ   |
|      |       | 11月13日 | 午前11時43分<br>午前12時8分 | 湯釜北西岸噴火、爆発音を伴う、600～700mの範囲に人頭大の噴石、駐車場、道路などに被害、降灰は東南東方向4.5km中之条まで、涸釜に亀裂。 |
|      |       | 12月21日 | 午前10時10分            | 湯釜から涸釜を連ねる弱線上で噴火、噴煙の高さ300m南東方向400mまで降灰。                                 |
| 1987 | 昭和62年 | 6月12日  |                     | 東京工業大学草津白根火山観測所開所   |
| 1989 | 平成元年  | 1月6日   |                     | 極小規模の火山活動があった。  |
| 1996 | 平成8年  | 2月7日   |                     | 湯釜湖面において、極小規模な表面現象が生じた。   |
|      |       |        |                     |   |

## 第2節 災害予防対策

### 1 噴火（爆発）現象被害予想

草津白根山は、常時観測火山としての業務が開始されたのが昭和53年1月で、火山資料の整備が十分でないため、噴火規模別の現象等については当面次の区分による。

| 噴火の規模 | 噴火による現象   | 危険区域                                       | 被害予想  |
|-------|---|--|---|
| 大噴火   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大噴石（火山弾）、火山砂、火山灰、火山ガス、泥土等を大規模に噴出。</li> <li>泥流（熱泥流）等を発生。</li> </ul> | 火口（湯釜）から半径5km以内<br><br>・草津町大字草津<br>〃  大字前口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>噴石（火山弾）、泥流、熱湯火山ガス等による人的被害</li> <li>建造物、道路等の破壊</li> <li>森林、農作物の被害</li> <li>毒水の流出</li> </ul> |
| 中噴火   | <ul style="list-style-type: none"> <li>噴石、火山砂、火山灰火山ガス、泥土等を噴出。</li> <li>泥流等を発生。</li> </ul>                 | 火口（湯釜）から半径3km以内<br>・草津町白根国有林               | <ul style="list-style-type: none"> <li>噴石、火山砂、火山灰火山ガス等による人的被害</li> <li>建造物、道路等の破壊</li> <li>森林、農作物等の被害</li> </ul>                  |

|     |                           |                                   |                                    |
|-----|---------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
|     |                           |                                   | ・毒水の流出                             |
| 小噴火 | ・噴石、火山砂、火山灰<br>火山ガス等を噴出。  | 火口（湯釜）から<br>半径2 Km以内<br>・草津町白根国有林 | ・噴石、火山灰等による<br>人的被害<br>・建造物、道路等の被害 |
| 微噴火 | ・小噴石、火山砂、火山灰<br>火山ガス等を噴出。 | 火口（湯釜）から<br>半径1 Km以内<br>(火口周辺)    | ・人的被害、建造物の被害                       |

## 2 草津白根山防災会議協議会

この協議会は、草津白根山の噴火（爆発）に際し、登山者又は地域住民等の生命身体、財産の保護等に関する防災計画の作成、及び災害予防のための調査研究又は関係機関の連絡調整を図ることを目的に昭和58年3月に関係町村（草津町・嬬恋村・六合村）でこれを設けた。

この協議会の組織は、専門委員（学識経験者）を始め、関係機関の代表者により構成され、白根山の災害予防のために調査研究、意見、指導等を行っている。

## 3 火山噴火災害危険区域予測図（ハザードマップ）

火山噴火時における住民の迅速な避難等の火山防災対策のため、草津白根山について、火山噴火時の溶岩流、火砕流、土石流等の広がり予測、避難所の位置、避難時の心得等を記載した、ハザードマップ（火山噴火災害危険区域予測図）を平成6年度に関係町村（草津町・嬬恋村・長野原町・六合村）共同で作成し、住民又は関係機関に配布した。

### （1）主な内容

- ア 火山噴火時の溶岩流、火砕流、噴石、火山灰、土石流、泥石流等の広がり予測図
- イ 火山ガスの危険区域図
- ウ 過去の噴火履歴
- エ 噴火時の心構え
- オ 非常持ち出し品のチェックリスト
- カ 避難場所等

## 4 防災知識の普及啓発

町は地域住民等に対し噴火（爆発）時における避難などが円滑に実施できるよう、次により防災知識の普及を図るものとする。

### （1）普及事項

- ア 異常現象の種類や内容、噴火（爆発）現象とその影響等火山の知識
- イ 火山情報の種類又は内容
- ウ 避難指示等の伝達系統又は方法

エ 避難の時期、場所又は避難に際しての留意事項

オ 町等防災機関の対策内容

カ その他必要事項

(2) 普及啓発方法

広報紙、識者による講演会の開催又は座談会等を通じて随時普及する。

(3) ハザードマップの配布

町民はもとより、転入者又は長期滞在者に対してもハザードマップを配布し、防災知識を普及する。

5 避難施設又は観測体制の整備

町は、既存の避難施設又は火山観測体制の整備拡充に努めるものとする。

6 防災訓練の実施

町長は、火山爆発等により、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、各種の応急措置が円滑に実施されるよう防災関係機関の協力を得て必要な訓練を計画し、実施するものとする。

### 第3節 災害応急対策

1 火山情報の発表又は通報伝達

(1) 火山情報の種類又は発表基準

前橋地方气象台（気象庁）の発表する火山情報等の種類又は発表基準は次のとおりである。

| 種 類    | 発 表 基 準  |
|--------|--|
| 緊急火山情報 | 火山現象による災害から、人の生命又は身体を保護するため、次の各号の1つに該当し、必要と認めるときに行う。<br>1. 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により直接人体に被害が生じ、又は生じる恐れがある場合。<br>2. 火山の噴火に伴う溶岩、噴石、降灰等により人が居住し、又は滞在する建物等に損害を加え、そのため人体に被害が生じ、又は生ずる恐れがある場合。<br>3. 火砕流、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により人体に被害を生じ、又は生ずる恐れがある場合。<br>4. 前各号のほか、火山性地震、地殻変動、その他火山現象の推移により人体に被害を生じ、又は生ずる恐れがある場合。 |
| 臨時火山情報 | 防災上注意喚起のため、次の1つに該当し、必要と認めるとき行う。<br>1. 火山現象について異常を認めた場合。<br>2. 市町村長から火山に関する異常な通報を受けた場合。<br>3. 国土交通省の機関、その他の関係機関から火山に関する異常情報を入手した場合。   |

|        |   |
|--------|---|
| 火山観測情報 | 臨時火山情報又は緊急火山情報の補完等のため、必要と認めるときに行うものとする。 |
|--------|---|

(2) 火山活動解説資料

気象庁が実施した火山観測データの解析結果や、火山活動の診断結果を毎月1回公表。

※気象庁ホームページにて常時掲載 (<http://www.jma.go.jp/>)

(3) 火山活動度レベル（平成17年2月1日より実施）

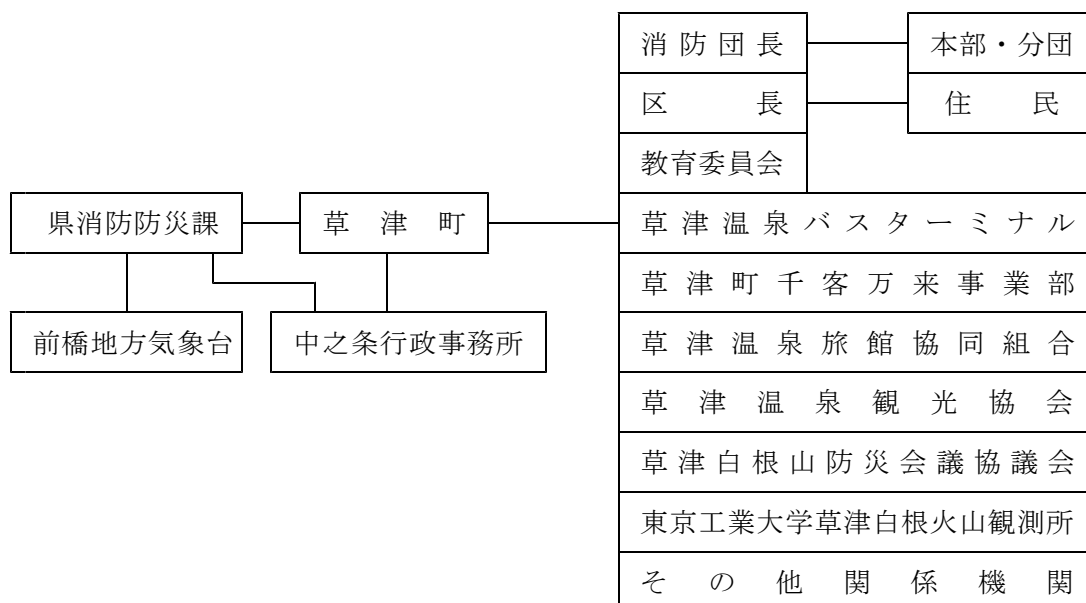
前橋地方气象台（気象庁）が発表する火山情報に付加し、火山活動の状態を防災対応の必要性を考慮して、0～5までの6段階の数値で表したものであり、レベル化されている火山の状況でそれぞれ基準が異なるが、草津白根山については次の通りである。

| レベル | 火山の状態  | 噴火の形態  | 過去の事例   |
|-----|--|--|---|
| 0   | <p>《火山活動の兆候がない状態》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴煙がなく周辺部含め、噴気、地熱活動は見られない。</li> <li>・火山性地震はほぼ発生しない。</li> </ul>  | 噴火の可能性なし。                                    | ・観測開始以来事例なし。  |
| 1   | <p>《静穏な火山活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴煙は見られない。</li> <li>・火山性地震が発生するが少ない。</li> <li>・山麓では噴気活動が見られる。</li> <li>・ガス観測データには活動の活発化を示す変化はない。</li> <li>・時折湯釜で浮遊物や変色水が観測される。</li> </ul>                      | 噴火の可能性が低い静穏な状態。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・静穏な活動期</li> <li>・1986年6月 地震多発</li> <li>・1997年5月 噴気突出、水柱</li> </ul>  |
| 2   | <p>《やや活発な火山活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山性地震が増加したり、微動が発生する。</li> <li>・山麓の噴気活動、地熱活動が、やや活発。</li> <li>・火山ガス、地温、湯釜水温など地球化学データが多く観測種目で連動、複数の項目で変化し、活動の高まりを示す。</li> <li>・火口付近だけに影響する程度の水蒸気爆発。</li> </ul> | 山頂火口付近だけに少量な火山灰を放出するような小規模な水蒸気爆発の発生及び可能性を含む。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1976年3月 小規模水蒸気爆発、水釜に新火孔</li> <li>・1987年10月 地震多発</li> <li>・1989年1月 微動、湯釜変色</li> <li>・1996年2月 湯釜変色<br/>湖水の打ち上げ</li> </ul> |

|   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| 3 | <p>《山頂火口で小～中噴火の発生、又は可能性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂火口で小～中規模噴火の発生。</li> <li>・山頂火口以外での小規模な噴火。</li> <li>・火山性地震が多発、震幅が大きく継続時間の長い微動が発生、鳴動が観測されるなど、上記のような噴火の可能性はある。</li> <li>・過去の事例から、噴火の可能性が高い状態も含む。</li> </ul> | <p>山頂火口から火口周辺1 km程度まで噴石を飛散する噴火。</p> <p>山頂火口以外からの小規模噴火。</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1882年8月 噴石（60cm径、距離500m以上）植生破壊</li> <li>・1897年7.8月 噴石（150kg、距離900m）</li> <li>・1902年9月 弓池の噴火</li> <li>・1932年10月 噴石（50cm、距離500m）東斜面に火口列</li> <li>・1982年12月 噴石（火口周辺）</li> <li>・1983年11月 噴石（高さ、距離700m）</li> <li>・1990～91年 地震多発</li> </ul> |
| 4 | <p>《山麓まで及ぶ中～大規模噴火が発生、又は可能性。》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地まで噴石が飛散。</li> <li>・小規模な火砕流や溶岩流の発生。</li> <li>・上記のような噴火の可能性も含む。</li> </ul>   | <p>山頂火口又は周辺の火口から半径2 km程度まで噴石（岩塊）が落下。</p> <p>火砕流、溶岩流の発生。</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有史以来では事例なし。</li> </ul>  |
| 5 | <p>《広範囲まで及ぶ大規模噴火の発生又は可能性。》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方まで噴石、泥流又は溶岩流が到達して広域に影響するような大規模噴火が発生。</li> <li>・上記のような噴火の可能性も含む</li> </ul>   | <p>周辺の市街地（火口から半径約5 km）まで噴出物の影響大。</p> <p>大規模な泥流、溶岩流、火砕流の発生。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有史以来では事例なし。</li> </ul>  |

(4) 火山情報の通報伝達

緊急火山情報又は臨時火山情報等が発表された場合における伝達系統図は、次のとおりである。



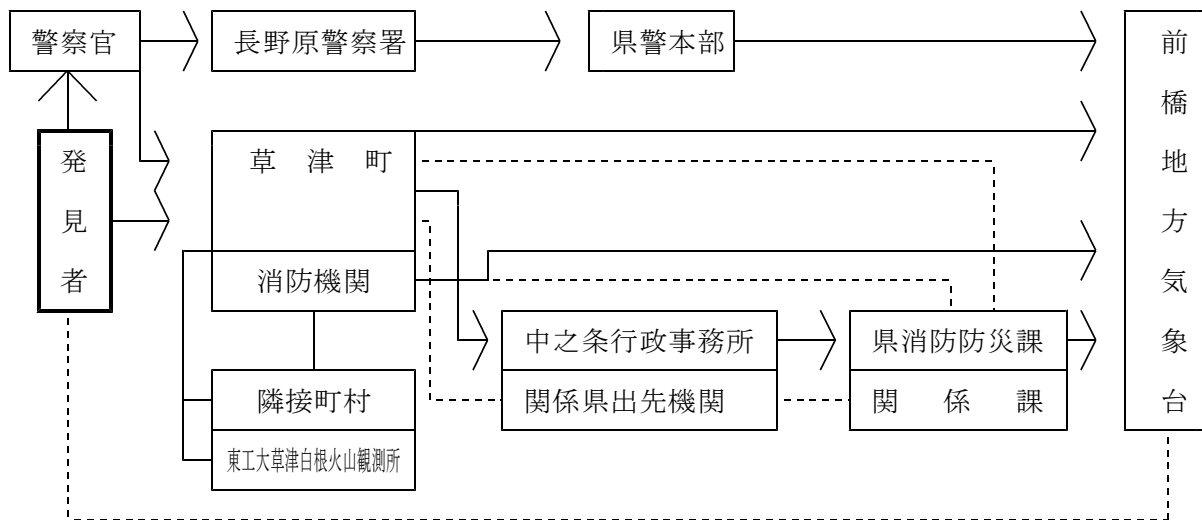
(5) 異常現象の通報

噴火（爆発）前兆現象と思われる異常現象を発見又は覚知したものは、次により町長・警察官もしくは関係機関に通報するものとする。

ア 通報を要する異常現象

- (ア) 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）又はそれに伴う降灰等。
- (イ) 火山地域での火映、鳴動の発生又は地震の群発。
- (ウ) 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤の上昇、沈下、陥没等の地形変化。
- (エ) 噴気口、火口の新生拡大、移動、噴気噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化。
- (オ) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大あるいは、移動又はそれらに伴う草木の立ち枯れ等。
- (カ) 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、湿度等の変化発砲、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等。

イ 通報系統



2 応急体制の確立

(1) 配備体制基準

火山に係る異常現象又は噴火（爆発）に伴う被害の発生に対処するための体制基準は、次のとおりである。

| 体制区分           | 状 況   | 配 備 体 制  |
|----------------|---|--|
| 警戒体制<br>(1号配備) | 異常現象の発生や臨時火山情報又は緊急火山情報が発表されるなど噴火（爆発）の恐れがあり警戒体制を必要とするとき。<br><b>※活動度レベル2相当。</b> | 原則として本部設置前の配備体制とし、火山情報の収集、関係機関との連絡調整、その他所要の措置が円滑に実施し得る配備。（警戒本部等）<br>(原則として全職員の10%) |
|                | 噴火（爆発）により人的又は物的被害   | 本部を設置し、被害情報の収集、  |

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| 応急体制<br>(2号配備) | が発生した場合又は軽微な被害が発生し、<br>引き続き被害の発生する恐れがあるとき。<br><b>※活動度レベル3以上に相当。</b> | 応急対策、その他所要の措置等が円<br>滑に実施し得る配備。<br>(原則として全職員の25～50%)        |
| 非常体制<br>(3号配備) | 大噴火(爆発)又はその恐れがあり、事<br>態が重大と認められるとき。<br><b>※活動度レベル4以上に相当。</b>        | 本部を設置し、被害情報の収集、<br>応急対策、その他所要の措置等が円<br>滑に実施し得る配備。<br>(全職員) |

(2) 配備体制

ア 災害対策本部又は警戒本部等の設置又は設置基準

(ア) 災害対策本部

噴火により人的又は物的被害が発生し、引き続き被害の発生する恐れがある場合又は、大噴火の恐れがあり、事態が重大と認められるとき(活動度レベル3以上の場合)

(イ) 警戒本部

異常現象の発生や臨時火山情報又は緊急火山情報が発表されるなど、噴火の発生の恐れがあり警戒体制が必要と認められるとき

イ 本部長の職務代理

本部長(町長)が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、助役、収入役、教育長の順とする。

ウ 組織又は主な業務分担

本 部 室

(ア) 本部室は、災害対策に関する基本方針、その他重要な事項を掌る。

(イ) 本部室は、本部員(助役、収入役、教育長、部長、課長、その他本部長の指名する職員)をもって構成する。

(ウ) 本部室には、次の職員が勤務する。

消防係、土木係

《本部の編成又は事務分掌》

| 本<br>部<br>長      | 町 長               | 班名          | 責 任 者             | 班 員     | 事 務 分 掌  |
|------------------|-------------------|-------------|-------------------|---------|--|
| 副<br>本<br>部<br>長 | 助 役<br>収入役<br>教育長 | 総<br>務<br>班 | 愛 町 部 長<br>(総務課長) | 総 務 課 員 | 1. 本部長の指示又は指令等に関する事。<br>2. 火山情報の収集、伝達に関する事。<br>3. 災害情報の収集、伝達又は応急対策に関する事。<br>4. 関係機関との連絡調整に関する事。<br>5. 農林関係災害情報の収集又は関係機関等との連絡調整に関する事。 |



|     |   |                      |  |
|-----|---|----------------------|--|
|     |   |                      | 6. その他いずれの班にも属しない事項。   |
| 観光班 | 千客万来<br>事業部長<br>〈観光商工課長〉<br>〈公営観光事業部総務課長〉 | 観光商工課員<br>公営観光事業部各課員 | 1. 観光客等の避難誘導に関する事<br>2. 観光関係機関との連絡調整に関する事<br>3. 道路情報又は交通関係機関との連絡調整に関する事<br>4. 公営観光事業部関係施設の被害状況調査又は応急対策に関する事<br>5. その他所管業務に係る応急措置の実施に関する事 |
| 土木班 | 土木課長<br>〈土木課長補佐〉                          | 土木課員                 | 1. 土木関係災害情報の収集又は関係機関等との連絡調整に関する事<br>2. その他土木関係全般の災害対策に関する事<br>3. 周辺道路の通行制限その他所管業務に係る応急措置の実施に関する事   |
| 協力班 | 関係部課長                                     | 関係課員                 | 1. 各班の協力要請により協力する<br>2. その他所管業務に係る応急措置の実施に関する事   |

### 3 事前措置又は住民等への広報

#### (1) 登山の規制等

ア 町長は、前橋地方気象台等関係機関から「臨時火山情報」等の通報を受けたときは、直ちに地域住民又は登山者等に対し必要な広報を行い、注意を喚起するとともに、必要に応じて避難の勧告を行うものとする。

イ 町長は、前橋地方気象台等関係機関から「緊急火山情報」の通報を受けたときは、登山の規制、避難の指示を行うほか、必要に応じて地域住民に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。

ウ 町長は、前橋地方気象台等関係機関から火山情報又は火口現地観測等により火口周辺への立ち入りが危険でなくなったと認めるときは、登山規制を解除するものとする。

※ 資料 登山規制図 (別紙資料26)

エ 登山規制又は解除発令基準(火山情報・火山活動度レベルを考慮する。)

| 規制内容   | 発令基準  | 規制区域         | 対応レベル         | 周知方法等                            |
|--------|---|--------------|---------------|----------------------------------|
| 常時立入禁止 | 常時  | 火口周辺         | —             |                                  |
| 第1次規制  | 《規制実施要件》<br>1. 前橋地方気象台から「臨時火山情報」が発令され、山頂周辺への立入りが危険で | 湯釜火口から半径500m | レベル2<br>※状況等に | 1. 火山監視員<br>2. 現地職員<br>3. 防災行政無線 |

|       |  |  |               |                                    |
|-------|--|--|---------------|------------------------------------|
|       | <p>あると認めたととき。</p> <p>2. 前橋地方気象台が発表する火山情報又は火口現地観測により「注意」又は、「警戒を要する」等の発表があり、火口周辺への立入が危険であると認めたととき。</p> <p>《解除》</p> <p>前橋地方気象台が発表する火山情報又は火口現地観測により山頂周辺へ立入る危険性がなくなったと認めたととき。</p> | (別紙図面)   | よっては、<br>レベル3 | 4. 掲 示 板<br>5. サ イ レ ン<br>6. 広 報 車 |
| 第2次規制 | <p>《規制実施要件》</p> <p>前橋地方気象台が発表する火山情報又は火口現地観測により、爆発の恐れが濃厚となったとき。又は爆発したとき。</p> <p>《解除》</p> <p>第1次規制の場合に準ずる。ただし①第2次規制②第1次規制③解除の順に、段階的に規制緩和していくものとする。</p>                         | <p>湯釜火口から半径1,000m<br/>(別紙図面)</p> <p>但し、志賀草津道路横手区間のうち規制にかかる部分は除く。</p> | レベル3<br>以上    |                                    |
| 第3次規制 | <p>《規制実施要件》</p> <p>爆発により災害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたととき。</p> <p>《解除》</p> <p>上記の恐れがなくなったと認めたととき。</p> <p>但し、①第3次規制②第2次規制③第1次規制④解除の順に、段階的に規制緩和していくものとする。</p>                          | <p>湯釜火口から半径2,000m<br/>(別紙図面)</p>                                     | レベル4<br>以上    |                                    |

## (2) 住民又は登山者への広報

町長は、登山の規制等を行ったときは、登山者又は地域住民に対し、次により広報を行い、その周知徹底を図るものとする。

### ア 広報の具体的方法

- (ア) 火山監視員又は現地職員
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) 広報車
- (エ) 草津テレビ
- (オ) 警鐘

(カ) サイレン

(キ) 伝達組織を通ずる方法

イ 広報の内容

住民又は登山者への広報の内容はおおむね次のとおりとする。

(ア) 異常現象の状況又は火山活動の状況

(イ) 異常現象に対する気象台の見解又は火山情報の内容

(ウ) 被害の状況

(エ) 避難に関する事項（避難場所、避難時の携帯品、交通状況等）

(オ) 災害対策の状況（災害対策本部の設置状況、医療救護班の配置状況その他必要な事項）

(3) 県への通報

町は、登山の規制、地域住民又は登山者に対し避難の指示又は勧告をしたときは、速やかにその旨を中之条行政事務所を経由のうえ、県消防防災課へ通報するものとする。

4 避難対策

町長は、地域住民、登山者等に対し避難の指示又は勧告を行ったときは、警察、消防機関等の協力を得て、次により避難の誘導等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

(1) 避難の誘導

避難の誘導にあたっては、最寄りの避難施設に措置をし、その後火山現象の推移、登山者等の多少又は動揺状況、その他現場の状況を充分勘案のうえ最も安全な方法により最終避難場所に向けて行うものとする。

(2) 災害弱者への配慮

町は、高齢者、障害者、外国人等災害弱者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難の勧告又は指示を確実に伝達するとともに、避難の介助又は安全の確保に努めるものとする。

(3) 避難施設（白根山）

| 施設名                 | 構造  | 面積   | 収容人員            | 電話番号               | 設置位置                |
|---------------------|-----|--|-----------------|--------------------|---------------------|
| 草津町設置<br>避難壕（3棟）    | R C | (30m <sup>2</sup> ×3<br>90m <sup>2</sup> ) | (171×3)<br>513人 |                    | 第1次規制区域内<br>(500m内) |
| 県休憩所（4棟）<br>避難可能部   | 〃   | 125m <sup>2</sup>                          | 500人            |                    | 第1次規制区域外<br>(500m外) |
| アーチカルバート<br>(2ヶ所)   | 〃   | 37.5m <sup>2</sup>                         | 150人            |                    |                     |
| 白根レストハウス<br>1階避難可能部 | 〃   | 128.34m <sup>2</sup>                       | 513人            | 88-7373<br>88-2479 | 第2次規制区域内            |
| 弓池休憩所               |     |  |                 |                    |                     |

|                   |   |                   |      |         |  |
|-------------------|---|-------------------|------|---------|--|
| 避難可能部             | 〃 | 98m <sup>2</sup>  | 392人 |         | (1,000m内)                              |
| 自然公園財団<br>1階避難可能部 | 〃 | 107m <sup>2</sup> | 428人 | 88-6645 |  |
| 白根火山ロープ<br>ウェー山頂駅 | 〃 |                   | 500人 | 88-6268 | 第2次規制区域外(1,000m外)<br>第3次規制区域内(2,000m内) |
| 白根火山ロープ<br>ウェー山麓駅 | 〃 |                   | 500人 | 88-3439 | 第3次規制区域外<br>(2,000m外)                  |

草津町設置の避難壕は、1人当たり0.175m<sup>2</sup>で算出

上記以外の施設は、1人当たり0.25m<sup>2</sup>で算出

※最終避難場所は、第3章第10節「避難計画」避難場所による。

## 5 救助・救護体制の確立

町長は、避難の指示・勧告を行ったときは、万一の場合に備え、消防機関に出動の準備体制を要請するほか、日本赤十字社群馬県支部、町内医療機関等と連絡を密にし、救助・救護体制の確立をはかるものとする。

### (1) 救護所の設置又は搬送

#### ア 救護所の設置

(ア) 町長は、噴火（爆発）等により負傷者が出るなど救護所の設置の必要を認めるときは、日赤県支部、町内医療機関と協議のうえ、避難場所に救護所を設置する。

(イ) 救護所を設置したときは、日赤県支部、町内医療機関と協議のうえ、負傷者の救護に必要な医師、看護婦を配置するものとする。

#### イ 負傷者の搬送

(ア) 救護所での手当では不十分な負傷者については、最寄りの病院へ搬送する。

(イ) 搬送は原則として地元消防機関による。ただし地元消防機関のみでは対応できないときは、隣接消防機関に応援を要請するほか、警察等の協力を得て搬送を実施するものとする。

## 6 通信施設の確保

### (1) 通信手段の確保

噴火（爆発）等により、地域の有線電話が途絶又は輻輳により使用不能となった場合の関係機関との通信は、次により確保するものとする。

#### ア 群馬県防災行政無線

防災事務を目的とした群馬県防災行政無線は、災害時における県防災関係機関、市町村、消防本部及び前橋地方气象台、陸上自衛隊第12旅団、日赤群馬県支部、NHK前橋放送局、群馬テレビ、エフエム群馬間の通信を確保するため、適切な運用を図るものとする。

#### イ 衛星携帯電話による通信

噴火（爆発）等により日本電信電話（株）の有線電話が途絶等し、その地域への通信が不能とな

ったときは、次の非常用衛星携帯電話により通信の確保を図るものとする。

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 保 管 場 所   | 電 話 番 号 (2台)                   |
| 草津町役場 総務課 | 090-1122-5345 又は 090-7412-8343 |

ウ その他の機関の無線による通信

前記のほか、火山情報の伝達又は被害状況の収集等を迅速に実施するため、必要があるときは、町又は関係機関は、町地域防災計画の定めるところにより「通信設備の優先利用」又は「電波法に基づく非常無線通信」等により通信の確保をはかるものとする。

7 交通規制等の対策

噴火（爆発）による被害又は混乱を防止するために、町長、警察署長又は道路管理者は、それぞれ協議のうえ、草津白根山に通ずる道路において適切な交通規制を実施する。この場合において、長野県との連携を密にし、適切かつ合理的に規制を実施するものとする。

また、規制実施における火山活動度レベルとの連動は下表のとおりとする。

但し、前橋地方気象台の発表する火山情報又は火口現地観測等により、その恐れがなくなつたと認めるときは規制を段階的に解除するものとする。

(1) 規制地点 ※ 資料 交通規制図 (別紙資料27)

ア 第1次規制 (湯釜火口より半径1キロメートル)

| 道 路 名               | 規 制 地 点  | 対応レベル |
|---------------------|--|-------|
| 国道 292号<br>(志賀草津道路) | 草津町大字草津字白根国有林158林班<br>天狗山レストハウス前 (必要に応じ、旧白根料金所)<br>嬭恋村大字干俣字熊四郎山 万座三差路<br>(同道路横手区間又は県道牧干俣線のうち本規制に係る部分を除く) | レベル3  |

イ 第2次規制 (湯釜火口より半径2キロメートル)

| 道 路 名               | 規 制 地 点  | 対応レベル                    |
|---------------------|--|--------------------------|
| 国道 292号<br>(志賀草津道路) | 草津町大字草津字白根国有林158林班<br>天狗山レストハウス前 (必要に応じ、旧白根料金所)<br>長野県側：下高井郡山ノ内町大字平穏<br>字松小根7148-44 旧横手料金所 (熊の湯) | レベル4<br>※状況によっては<br>レベル3 |
| 県道牧干俣線<br>(県道466号)  | 嬭恋村大字干俣<br>異常気象時における交通規制ゲート設置箇所  |                          |

ウ 第3次規制 (湯釜火口より半径3キロメートル)

| 道 路 名               | 規 制 地 点  | 対応レベル  |
|---------------------|--|--------|
| 国道 292号<br>(志賀草津道路) | 草津町大字草津字白根国有林158林班<br>天狗山レストハウス前 (必要に応じ、旧白根料金所)<br>長野県側：下高井郡山ノ内町大字平穏 | レベル4以上 |

|            |                                 |  |
|------------|---------------------------------|--|
|            | 字松小根 7 1 4 8 - 4 4 旧横手料金所 (熊の湯) |  |
| 浅間・白根火山ルート | 嬭恋村大字三原 三原料金所                   |  |

(2) 交通規制の実施

緊急通行車以外の車両の通行を禁止した場合は、次に掲げる車両についてのみ規制地域内への通行を認めるものとする。

ア 緊急自動車、消防車、応援作業用自動車等

イ 官公庁またはこれに準ずる公共的機関の使用する車両で、災害応急対策に必要な人員もしくは物資を緊急輸送するもの。

ウ その他災害対策本部長が必要と認めたもの。

8 自衛隊の派遣要請

町長は、大噴火（爆発）等による応急対策の実施にあたり、自衛隊の災害派遣の必要を認めたときは、第3章 第29節「自衛隊災害派遣要請計画」により要請を要求するものとする。

9 災害救助法に基づく救助活動

大噴火（爆発）等により、多数の死傷者等がでたため、災害救助法の適用が決定したときは、県地域防災計画に基づき必要な救助活動を実施するものとする。